

令和 8 年 度

事業計画書

社会福祉法人

加古川市社会福祉協議会

目 次

事業方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
第4期地域福祉推進計画 体系図	・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
1. 住民主体のお互いさまの地域づくり	・・・・・・・・P.3
1) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉	
2) 支部活動への支援	
2. 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり	・・・・・・・・P.5
1) ボランティア情報の発信	
2) ボランティア養成・研修	
3) コーディネート事業	
4) 活動基盤づくり事業	
5) 関係機関及び社協内での連携	
6) 福祉学習推進事業	
7) 社会教育・福祉教育推進員活動支援（市教委との協働事業）	
8) 災害対応支援	
9) 障がい児・者及び団体へ支援	
10) 社会福祉活動助成金事業	
11) こどもの居場所づくり推進〈市受託事業〉	
12) 児童・青少年活動支援	
13) 高齢者福祉活動支援	
3. 誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり	・・・・P.8
1) 成年後見支援センター事業〈市受託事業〉	
2) 日常生活自立支援事業〈県社協受託事業〉	
3) 生活福祉資金貸付事業〈県社協受託事業〉	
4) 独自の権利擁護・貧困対策支援事業	
5) 障がい者基幹相談支援センター事業〈市受託事業〉	
6) 計画相談支援事業（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）	
7) 総合相談事業	

4. 社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり P.11

- 1) 組織体制の強化
- 2) 財源の確保と有効活用
- 3) 公的事業の積極的受託
- 4) 広報力の強化による社協活動のPR
- 5) 職員養成による組織力の強化
- 6) 地域福祉推進計画の推進
- 7) 経営改善への取り組み
- 8) 総合福社会館の指定管理業務
- 9) トライやるウィーク及び実習生受け入れ

 印の記載のある事業は、共同募金の配分金を活用しています。

令和 8 年度 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

事業計画

《事業方針》

団塊世代が 75 歳以上となる超高齢化社会に備えるため、介護保険制度が 2000 年（平成 12 年）にスタートし、早期からの介護予防やささえあいのしくみづくりなど地域福祉に大きく関わる施策が実施されてきました。

近年では、高齢者の分野だけでなく、障がい者やこども、生活困窮者など他分野で地域福祉に関連する施策が制度化されるとともに、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて様々な取り組みがなされています。

こうした中、本会では 「第 4 期地域福祉推進計画」の基本理念となる「ささえあい 地域でみまもるまちづくり～地域共生社会の実現を目指して～」の達成のため、さらに事業を推進しています。

今年度は、向こう 5 年間（令和 9 年度～13 年度）を計画期間とする「第 5 期地域福祉推進計画」の策定作業を進める 1 年となります。

計画の策定に向けて、本会では地域住民や多様な機関・団体との協働により、プラットフォームとしての役割を発揮しながら、地域の皆さんが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう役職員一丸となって「地域共生社会の実現」に向けて全力で取り組んでまいります。

これからも地域福祉を推進する組織として、関係機関と繋ぐ機能を発揮し、協働体制を重視しながら、困った時にはいつでもどこでも気軽に相談でき、住民の皆さんにとって頼りになる「なくてはならない社協」、「あって良かった社協」を目指します。

第4期 地域福祉推進計画 体系図

【福祉目標】

『ささえあい 地域でみまもる まちづくり』

～地域共生社会の実現を目指して～

【基本方針】

しくみづくり

多様な主体と協働
しながら進める
しくみづくり

地域づくり

みんながつながり、
ささえあう地域づくり

つながりづくり

住民・機関・団体が「強み」
を活かして協働する、みん
なで育てるつながりづくり

【重点目標】

- ① 住民主体のお互いさまの地域づくり
- ② 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり
- ③ 誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり

重点目標 1

住民主体のお互いさまの地域づくり

- (1) 地域行事（活動）への参加を住民へ呼びかけ、参加を通じてつながりづくりの大切さを伝えます。
- (2) 広報、情報紙、小地域福祉活動事業、ささえあい協議会活動を通じて、身近な者同士のつながりづくりの大切さを啓発します。
- (3) 地域活動を切り口に、地縁組織が中心となって、身近な住民同士がささえあう体制づくりを進めます。
- (4) 町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等が実施するつどい場と連携し、地域ぐるみの見守り体制づくりを進めます。
- (5) ささえあい協議会を通じて、様々な社会資源を広報、情報紙、チラシ等で情報発信していきます。
- (6) 各エリアの住民課題をささえあい協議会で協議し、課題を解決するしくみづくりを進めます。

1.住民主体のお互いさまの地域づくり

- ・身近な地域での住民同士のつながりを大切にし、住民主体のささえあい活動を進めます。
- ・地域の社会資源をつなぎ、多様な主体が協働するまちづくりを進めます。

事業項目	実施内容
1) 生活支援体制整備事業 〈市受託事業〉	多様な主体による多様な生活支援サービスなどの提供体制の構築を目的に、加古川市より生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターが、地域ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体が連携して支援体制の充実、強化を図るものとして、引き続き以下の取り組みをすすめる。 ①生活支援コーディネーターの配置及び役割 日常生活圏域として概ね中学校区ごとに生活支援コーディネーターを1名以上配置 地域ニーズ(課題)の解決に向けた取り組み ・地域ニーズと社会資源の見える化と課題提案 ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発 生活支援(ゴミ出しなど) 移動支援(福祉車両などの活用) 見守り意識の広がり(「木(気)になる輪(わ)」の活用 など) ・地域ニーズとサービスのマッチング ・総合事業利用者に対する地域資源へのマッチング 多様な主体(団体など)によるネットワークづくり ・地縁組織など多様な主体への協力依頼などの働きかけ ・関係機関のネットワークの構築 ②第2層協議体(ささえあい協議会)の運営 中学校区ごとに設置した第2層協議体(ささえあい協議会)による多様な主体のネットワークを活かした地域課題の解決のための運営 ③各種会議への出席、連携・協働
2) 支部活動への支援	社協支部の地域福祉推進及び児童や青少年の見守り、健全育成の推進に活用することを目的として、社協支部の活動費を助成する。 ①支部活動費助成(社協会費納入額の20%) ②青少年健全育成費助成(社協会費納入額の10%)

重点目標 2

認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり

- (1) 若い世代を対象に、ボランティアの役割や必要性、活動の魅力を伝える福祉学習を進めます。
- (2) 定年退職後の元気高齢者等に、地域でのつながりづくりやボランティア活動、地域活動に参加するきっかけづくりを提供します。
- (3) 当事者の思いを伝える機会や当事者と住民とのつながりづくりの機会を提供します。（持っている力が発揮できる機会づくり）
- (4) 子育て中の親を対象とした魅力ある研修機会を提供します。子育て支援に取り組む団体（サークル・子ども食堂）の活動を支援します。
- (5) 活動希望者とニーズをつなぎ、ボランティア活動の活性化を図るしくみづくりを進めます。
- (6) 各種団体の情報を共有し合えるしくみづくりを進めます。

2. 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり

・住民、団体、企業の福祉学習機会を創出し、誰もが互いに認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくりを進めます。

事業項目	実施内容
1) ボランティア情報の発信 	ボランティア活動の啓発を目的に、住民へ情報発信する。 ①「社協だよりかこがわ」にボランティア関連情報を掲載 ②ホームページ、LINE公式アカウントによる情報発信 ③ボランティア掲示板の活用
2) ボランティア養成・研修	ボランティア活動の啓発、新規ボランティアの養成、既存ボランティアのスキルアップを目的に研修会を開催する。 ①啓発型 ・ボランティア研修会 ・障がい者との交流体験 ②養成型 ・加古川市学生ボランティア KSV(若い世代のボランティア活動への参加促進) ・生活支援ボランティア養成講座 ・ホスピスボランティア養成講座 ・音訳(朗読)ボランティア養成講座 ③資質向上型 ・登録ボランティア研修会 ・分野別スキルアップ研修会 ・こども食堂スタッフ研修会
3) コーディネート事業	誰もが気軽にボランティア活動に参加できる機会づくりを推進すること目的に、新規ボランティアの登録を進め、住民や団体・施設から寄せられるボランティア相談に対応する。 ①ボランティアに関する相談受付 ②ボランティア調整(コーディネート強化) ③ボランティア登録の促進 ④登録グループ代表者会の開催 ⑤住民参加型在宅福祉サービス実施に向けた調査研究
4) 活動基盤づくり事業 	ボランティア活動の安定的・継続的な発展を図ることを目的に、ボランティア団体・市民団体などの基盤づくりを支援する。 ①ボランティア保険 ②ひょうごボランティア基金 ③活動資材の助成 ④地域づくり応援助成事業の実施(地域活動/子育て団体への助成) ⑤各賞へのボランティア推薦 ・ひょうご県民ボランティア活動賞 ・兵庫県ここのとり賞 ⑥ボランティアセンター運営委員会の開催(年2回)
5) 関係機関及び社協内での連携	関係機関及び社協内の連携を強化し、専門性を生かした支援体制を構築し、複雑化する地域生活課題に対応する。 ①災害時相互協力協定締結団体との連携 ②行政(福祉部、こども部、教育委員会ほか)との連携 ③かこがわ市民団体連絡協議会、NPO法人シミズシーズとの連携 ④3市2町ボランティアセンター連絡会の開催 ⑤市内こども食堂との連携 ⑥社協内、生活支援体制整備事業、相談支援事業との連携

事業項目	実施内容
6) 福祉学習推進事業 	地域・学校園で取り組まれている福祉教育を推進・支援する。 ①地域で育む福祉教育推進パワーアップ事業の促進強化 ②福祉学習出前講座の実施 ③福祉学習指導ボランティアの調整 ④福祉器材の貸出、管理及び修繕
7) 社会教育・福祉教育推進員活動支援 (市教委との協働事業) 	地域で福祉教育を啓発、促進する福祉教育推進員を委嘱し、活動推進していくための研修会の開催や活動に対し助成する。
8) 災害対応支援 	大規模災害発生時の迅速な支援活動につなげることを目的に以下の取り組みをすすめる。 ①災害時支援ボランティア登録の促進 ②災害時協定締結団体とのミーティングの開催 ③災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 ④災害ボランティアセンター設置場所について協議
9) 障がい児・者及び団体へ支援	障がい者団体連絡会役員会、定例会を通じ、課題の共有や障がい児・者及び団体への支援を行う。
10) 社会福祉活動助成金事業 	市内の福祉施設及び福祉活動団体などへ助成することで、地域福祉推進活動の基盤づくりを支援する。 ①各地域福祉活動団体からの要望受付 ②活動内容の把握
11) こどもの居場所づくり推進 〈市受託事業〉	市内のこども食堂運営者が、安心して活動できる体制づくりとこども食堂を利用したい住民に対し、多様な選択肢が提供できるよう「こどもの居場所」の拡充及び推進を行う。 ①こども食堂推進事業 ・こども食堂に関する相談受付 ・こども食堂ネットワーク会議の開催 ・こども食堂開設支援 ・こども食堂への訪問 ・こども食堂スタッフ研修会の開催（再掲） ・こども食堂への食材提供体制整備 ・こども食堂情報の収集・発信 ・こども食堂への補助金・助成金申請受付
12) 児童・青少年活動支援 	児童・青少年に関する支援事業などを実施する。 ①交通遺児支援事業 ②児童養護施設卒業生支援事業 ③加古川市少年善行賞表彰事業 ④修学旅行扶助事業 ⑤大型絵本の貸出
13) 高齢者福祉活動支援 	当該年度に100歳を迎える方及び市内最高齢男女に対して長寿のお祝いとして記念品を贈呈する。 ①高齢者表敬訪問事業

重点目標 3

誰もが安心して相談できる 支援ネットワークづくり

- (1) 困りごとを見逃さない、アウトリーチも含めた相談支援体制の強化に努めます。地域の実情や社会資源についての情報が円滑に共有され、連携を深められるよう努めます。
- (2) 誰もが安心して相談できる環境づくりに努めます。事務局内連携をはじめ、様々な関係機関とともに相談支援体制の充実やネットワークづくりを進めます。
- (3) 災害時支援等、公的な制度・サービスでは支えきれない問題に対して、様々な関係機関とともに、支援方法の検討が進むよう働きかけます。
- (4) 当事者の困りごとを受け止め、必要な支援専門機関につながるよう働きかけるとともに、地域全体で支えられるしくみづくりについて検討します。

3.誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり

- ・あらゆる相談を一度受け止め、相談者が安心してできる支援の仕組みづくりを進めます。
- ・様々な支援の重層的な仕組みづくりを進め、切れ目のない支援ネットワークの構築を目指します。

事業項目	実施内容
1) 成年後見支援センター事業 〈市受託事業〉 	成年後見制度の利用促進を目的に、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関（中核機関）として以下の取り組みをすすめる。 ① 広報・啓発事業 ② 相談支援事業 ③ 成年後見制度利用促進事業 ④ 後見人支援事業 ⑤ 関係機関等連絡調整事業 ⑥ 終活支援事業 ⑦ センターの管理運営事業
2) 日常生活自立支援事業 〈県社協受託事業〉	福祉サービスの選択に不安がある人に、生活支援員を派遣し、適切に福祉サービスが利用できるよう援助する。 ① 相談及び支援 ② 生活支援員の派遣 ③ 日常的な金銭の管理や通帳、印鑑、公的書類の預かり ④ 生活支援員など職員のスキルアップ ⑤ 成年後見支援センターとの連携
3) 生活福祉資金貸付事業 〈県社協受託事業〉	一般的な貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の生活を経済的に支え、社会的自立を促進するため以下の取り組みをすすめる。 ① 広報活動（出前講座等の開催など） ② 貸し付けに関する相談 ③ 償還に関する相談支援の強化（新型コロナウイルス関連含む） ④ 滞納世帯への支援強化 ⑤ 生活困窮者支援体制強化事業による相談支援の強化
4) 独自の権利擁護・貧困対策支援事業	既存の制度やサービスでは支援が難しい相談に対応するため、独自事業の実施や調査研究を行う。 ① 法人後見事業 ② 食料品等支援整備事業 ③ 生活一時資金貸付事業 ④ その他の貧困対策支援事業 ⑤ 独自の支援に関する調査研究（居住支援に関する情報交換など）
5) 障がい者基幹相談支援センター事業 〈市受託事業〉	障がい児・者の生活に関する相談に応じた情報提供や助言、必要な福祉サービスの利用支援などを行う。 ① 総合的、専門的な相談支援の実施 ② 地域の相談支援体制の強化の取組 ③ 地域移行、地域定着の促進の取組 ④ 権利擁護、虐待の防止 ⑤ 市障害者自立支援協議会への参画及び専門部会の運営 ⑥ 地域生活支援拠点等の整備 ⑦ 医療的ケア児等コーディネート業務

事業項目	実施内容
6) 計画相談支援事業 (特定相談支援事業・障害児 相談支援事業)	障がい児・者及び家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用 援助や各種社会資源の活用支援、専門機関などとの連携、地域福祉活 動の理解を通して、利用者の自立した生活を支援する。 ①サービス等利用計画の作成とモニタリング ②虐待防止委員会及び感染対策委員会の開催 ③各種加算の要件充足と資質向上を目的とした研修などへの参加 ④ICT導入等による業務の効率化
7) 総合相談事業	相談支援担当のみならず社協職員全員が、住民の抱えるさまざまな 相談を受け止め、相談内容を的確に把握したうえで、適切な機関・制 度・サービスなどにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローしてい く。

重点目標 4

社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり

- (1) 社会福祉協議会の事業が広く市民に周知され、身近で信頼される組織を目指します。
- (2) 地域福祉の推進の使命をはたすべく、社会福祉協議会の役割、機能を明確にし、より分かりやすく親しみやすい活動を展開します。
- (3) 福祉の専門機関として資質の向上と人材の育成に努め、組織力を強化します。
- (4) 事業の充実を図るため、経費の効率的な執行と公費の安定的な確保をはじめ、市民協力による会費、寄附金、事業収入等による自主財源の確保に努めます。

4.社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり

地域住民の声を反映し、地域福祉の推進を担う健全な組織運営に努めます。

事業項目	実施内容
1) 組織体制の強化	理事会、評議員会をはじめ、各種委員会の機能を強化するとともに、関係機関との連携を図る。 ①理事会・評議員会の開催 ②社協支部長会議の開催 ③各委員会の開催 ・広報委員会 ・総務委員会 ・事業委員会 ・ボランティアセンター運営委員会(再掲) ・評議員選任・解任委員会 ・ハラスメント苦情処理委員会 ・計画相談虐待防止委員会(再掲) ・計画相談感染対策委員会(再掲) ④監事監査の実施 ⑤社協全戸会員制度の周知 ⑥行政担当課との連携 ⑦社会福祉法人連絡協議会の運営と連携 ⑧諸規定の整備・見直し ⑨組織内の連携強化 ⑩職員の地域担当制の実施 ⑪業務継続計画（BCP）に基づく運用及び訓練 ⑫ICTの活用及び業務効率化の検討
2) 財源の確保と有効活用	安定的な組織運営を支えるため、多様な手法による自主財源の確保とその有効活用に取り組む。 ①社協会費制度の整備及び賛助会費の拡充 ②善意銀行の広報活動 ③共同募金運動への協力 ④共同募金配分金の有効活用 ⑤基金積立金の効果的運用 ⑥自主財源の確保に向けた調査・研究 ⑦広報紙への有料広告の掲載
3) 公的事業の積極的受託	公益を担う社協の活動に必要な財政面での公的支援を確保するため、加古川市などと協議を行い、社協の趣旨に沿った事業は積極的に受託する。 ①補助事業の実施 ・法人運営事業 ・地域見守り事業 ・ボランティアセンター事業 ②受託事業の実施 ・日常生活自立支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・生活支援体制整備事業 ・障がい者基幹相談支援センター事業 ・成年後見支援センター事業 ・総合福祉会館の指定管理業務事業 ・こども食堂推進事業

事業項目	実施内容
4) 広報力の強化による 社協活動のPR 	「社協だよりかこがわ」の発行や多様な伝達手段の活用、社協イベントの企画、出前講座の開催などを通じて、社協の見える化を図り、住民にとって身近で信頼される組織を目指す。 ①パンフレット・リーフレットの作成と活用 ②社協だよりかこがわの発行 ③ホームページの分析に基づいた発展的な活用 ④社協見える化の取り組み 他機関との交流・出前講座、SNSの戦略的な活用、市内イベントなどへの積極的な参加 ⑤多様な伝達手段（地元ラジオ、新聞など）の活用 ⑥社協イベントの実施
5) 職員養成による組織力の 強化 	職員の健全な育成及び組織運営の強化を図るため、職員研修や目標管理制度をはじめとする人材育成に取り組み、事務局体制の整備・強化に取り組む。 ①事務局体制の整備・強化 ②人材育成に向けた取り組み ・階層別研修（新任職員、エルダー職員、一般職員、中堅職員、監督職員、管理職員） ・特別研修（人権・倫理、情報セキュリティ、メンタルヘルス、交通安全） ・社会福祉士実習指導者講習会 ・目標管理制度 ・新任職員育成制度 ③人事労務管理の充実 ・職員衛生委員会の開催 ・労務管理システムの活用
6) 地域福祉推進計画の推進	第4期地域福祉推進計画の進捗状況を確認するとともに、第5期計画の策定に向けた取り組みを推進する。 ①第4期地域福祉推進計画の遂行と進捗状況の確認 〈令和3年度から令和8年度まで〉 ②第5期地域福祉推進計画の策定
7) 経営改善への取り組み	社協経営ビジョンに基づき、経営改善に向けて検討し、具体的な取り組みを進める。
8) 総合福祉会館の 指定管理業務	地域住民の福祉向上と健康の増進を図ることを目的に、効率的かつ効果的に指定管理業務を行う。また「意見箱」を設置や、必要に応じて、アンケートを実施することで利用者の声を聞き、誰もが利用しやすい施設を目指す。 〈指定期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで〉
9) トライやるウィーク及び 実習生受け入れ	トライやるウィークにおいては、ふれあいサロン活動やボランティア活動などの体験学習を通じて、地域福祉に関する学びの場を提供する。また、次世代の福祉を担う人材を育成を目的に、社会福祉士のソーシャルワーク実習生を受入れる。